

高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和4年2月発行 第45号

医師の時間外上限規制に向けた病院の取組み状況について

令和6年4月からはじまる医師の時間外・休日労働の上限規制（原則年 960 時間以下）に向けて、少し気ぜわしくなってきました。当センターでは、令和3年8月に厚生労働省や高知県が実施したアンケート調査の結果から、対象となる医師がいる病院に医療労務管理アドバイザーによるフォローを行っています。今回は、高知県が実施した医師の働き方改革に係る状況調査をもとに、ウッカリ入りそうな落とし穴を注意喚起したいと思います。

【高知県が令和3年8月に実施したアンケート調査】

問 貴院に所属している医師のうち、管理監督者以外の常勤医が1人以上いますか。

- この問いに「常勤医がない」と回答した病院は、ここでアンケートは終了でした。いかがでしょうか、非常勤の医師はいませんか。非常勤の医師も、その医師の所属施設ですべての労働時間を通算して、上限規制の適用を受けることになります。所属施設から問合せがあったときにすぐ回答できるよう、自施設の（当直等を含む）勤務時間は把握しておいて下さい。

問 直近1年間の時間外労働時間数が960時間以上となっている医師が1人以上いますか（常勤医のみ・貴院での時間外労働分のみで回答）。

- この問いに「年960時間超の常勤医がない」と回答した病院は約88%（86/98）もありました。しかし、同じアンケートの医師の兼業についての質問で、兼業先の労働時間を把握していない、あるいは兼業しているかどうかを把握していないが50病院に上ります（表）。兼業先の労働時間を把握して算入すると960時間超になる可能性があります。兼業の有無およびその労働時間を適切に把握し、管理する方法を検討することが必要です。医師の自己申告で労働時間を把握する場合は、所属する医師に対して制度を今から周知し、意識を高めていくことが大切です。

また、「年960時間超の医師がいる」と回答した病院は、令和6年3月までの医師労働時間短縮計画を作成（医療法の努力義務）し、労働時間短縮に取り組むことが求められています。更に、令和6年4月以降、特例水準(B・連携 B・C 水準)の指定を受ける病院は令和6年4月以降の計画案を作成する必要があります。センターではこれらの計画の作成にあたり、専門アドバイザーの訪問による支援をしています。（医師の労働時間短縮計画の作成支援の詳細はセンターのホームページに掲載しています）

表：医師の兼業の把握について (病院数)

兼業先の労働時間を把握している	17
兼業先の労働時間を把握していない	47
兼業している医師はいない	31
兼業しているかどうか把握していない	3

問 医師の宿日直許可についてお尋ねします。労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。

- この問いに「宿日直許可を申請していない（許可を受けていない）」と回答した病院の自由記載には、「救急病院だから宿日直許可の取得は難しいと思っている」という意見がありました。宿日直許可については、これまでニュースレターで様々な情報を提供しています（ニュースレター第31号、38号、42号参照）。この機会にもう一度ご覧いただき、自施設の状況と比較検討してみてください。センターの専門アドバイザーもお手伝いできますので、気軽にお問合せください。

医師の労働時間短縮計画や宿日直許可申請についてのセンターアドバイザーの支援が無料で受けられますので、ご活用ください。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日 8:30 ~ 17:15 まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境のことならお任せ

